

入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）定款第3章（社員）に定める規定に基づき、本協会の社員に関して必要な事項を定め、社員の身分の安定を図ることを目的とする。

(入会)

第2条 本協会の社員となろうとする者は、別紙第1号様式又は別紙第2号様式による入会申込書に所要事項を記載のうえ本協会に提出しなければならない。

(審査)

第3条 本協会は、前条による入会申込書の提出があったときは、理事会に諮り審査のうえ可否を決定する。

2 前項により入会を認めたときは、入会申込者にその旨を通知する。

(入会拒否)

第4条 前条による入会申込者が、土地家屋調査士法第42条第2号同条第3号又は同法第43条第1項第2号又は第3号、同条第2項第2号の処分を受け、その期間中であるときは入会を拒否するものとする。

(拒否の通知)

第5条 本協会は、前条により入会を拒否したときは、遅滞なくその理由を付し入会申込者に通知しなければならない。

(入会の確定)

第6条 第3条により入会を認められた者は、理事会開催日をもって、社員となる。

(退会)

第7条 社員が本協会を退会しようとするときは、別紙第3号様式による退会届に所要事項を記載して本協会に提出しなければならない。

(資格喪失退会)

第8条 社員が定款第10条各号の規定により社員の資格を喪失したときは、資格喪失の日をもって除籍する。

(退会者の履行義務)

第9条 第7条により退会しようとする者が、退会届時に現に受託中の事件があるときは、後任者が選任され業務を引き継ぐまでは、業務を処理する義務を負うものとする。

(入会必要書類及び事務所現況届)

第10条 第2条により、本協会の社員になろうとする者は、別紙第4号様式による誓約書、別紙第5号様式による事務所の写真貼付票、別紙第6号様式による事務所現況届を本協会に提出しなければならない。

2 事務所現況届は提出した日から5年以内に、その時点の事務所の状況に応じて更新しなければならない。

3 別紙第4号様式、別紙第5号様式、別紙第6号様式の改正は理事会決議とする。

(施行細則)

第11条 この規則を施行するため必要があるときは、理事会決議により細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年9月15日から施行する。